
*
* 令和 8 年度 第 2 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和8年度 第2回高梁市農業委員会総会議事録

1. 令和8年5月12日 午後 1時30分 招集
2. 令和8年5月12日 午後 1時25分 開会
3. 令和8年5月12日 午後 2時30分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	清 水 健 治	出	1 1	中 曾 浩 徳	出	1	山 川 光 男	出
2	三 村 憲 市	〃	1 2	藤 本 久 也	〃	2	西 村 匡 弘	〃
3	福 武 政 夫	〃	1 3	惣 田 敏 郎	〃	3	小見山 力信	〃
4	前 崎 輝 之	〃	1 4	田 平 太 郎	〃	4	河 原 里 美	〃
5	渡 邊 佳 明	欠	1 5	伊 達千鶴子	〃	5	平 松 弘	〃
6	小 野 貫 治	出	1 6	綱 島 謙 一	〃	6	山 元 憲 民	〃
7	小 物 博 子	〃	1 7	瀬戸川伸 行	〃	7	野 村 幸 市	〃
8	小 野 昌 道	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
9	佐 藤 俊 二	〃	1 9	小 西 雅 己	〃			
10	佐々木祥 夫	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長 書記	中 藤 宏 和 金 本 祥 也				

7		本日の会議に付した議題とその結果			
		議案番号	件名	結	果
		第6号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件	許可
		第7号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件	許可
		第8号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件	許可
		第9号	農用地利用集積等促進計画の決定について	13件	決定
		第10号	農用地利用集積等促進計画作成の要請について	7件	決定
		報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について		
8		署名委員			
			3番	福武政夫	
			4番	前崎輝之	
9		議事の内容			
		令和8年度 第2回高梁市農業委員会総会議事録			
		令和8年5月12日（火） 高梁市役所 3階大会議室			

議 長	それでは、本日の出席委員は、農業委員 18 名、推進委員 7 名です。過半数の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和 8 年度第 2 回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。3 番福武委員と 4 番前崎委員を指名いたします。 それでは、議事に入ります。「議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。関連がありますので 8 番及び 9 番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第 6 号 8 番、9 番朗読説明 － 8 番は譲受人が譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田 2 筆 2，945㎡です。譲受人の通作距離は 600m 以内、耕作面積は 14，837㎡、家族 3 人中耕作人は 2 人、対価は無償です。9 番は譲受人が同様の譲渡人から贈与により申請農地の所有権を移転する案件です。申請農地は、田 1 筆 1，223㎡です。譲受人の通作距離は 350m 以内、耕作面積は 12，728㎡、家族 2 人中耕作人は 2 人、対価は無償です。この 2 件の案件につきましては、譲受人が小作をしていた農地であり、譲渡人譲受人双方で話し合いが行われ、この度無償での所有権移転で合意に達したものです。 これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については 5 月 1 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については 6 ページに添付しておりますのでご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 申請農地は耕作中であり、問題ない状態でした。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。8 番、9 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、8 番、9 番については許可とすることに決定しました。 次に、10 番について事務局から説明をお願いします。
議 長 藤本委員 議 長	
議 長	
議 長	
中藤局長	－ 議案第 6 号 10 番朗読説明 － 10 番は譲受人が譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑 2 筆 1，148㎡です。譲受人の通作距離は 26km 以内、耕作面積は 0㎡、営農計画書を提出していただいております。家族 1 人中耕作人は 1 人、対価は無償です。この案件につきましては、譲受人の近所である譲渡人の農地について両者の話し合いにより無償で所有権移転をすることになったものです。 これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については 5 月 7 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、7 ページに添付しておりますのでご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 申請農地について、耕作はされていない状態でしたが近所ということで管理可能であり、耕作するには問題ない状態でした。
議 長 瀬戸川委員	

議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。１０番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
中藤局長	(挙手全員) 挙手全員ですので、１０番については許可とすることに決定しました。 次に、１１番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第６号１１番朗読説明 － １１番は譲受人が譲渡人から増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田８筆６，１７０㎡、畑２筆５，３９３㎡、合計１０筆で１１，５６３㎡です。譲受人の通作距離は４００ｍ以内、耕作面積は５，５６２㎡、家族２人中耕作人は２人、対価は１０アール当り３７万円です。 これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については５月１１日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、８ページから９ページに添付しておりますのでご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
中曽委員	申請農地は譲受人と譲渡人との賃借権を設定のうえ耕作をしていた農地であります。現在も精力的にぶどう生産を行っており、今後も適切に農地として管理されるものと思われまふ。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。１１番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、１１番については許可とすることに決定しました。
中藤局長	次に、「議案第７号 農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。２番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第７号２番朗読説明 － ２番は転用者が申請農地を露天駐車場に転用する案件です。申請農地は畑１筆１００㎡です。この農地の農地区分は第３種農地となります。施設の概要としては露天駐車場５区画であり、資金については自己資金７０万円です。この案件につきまては許可を受けないまま施工されており、反省を促すために始末書の提出をいただいております。なお、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきまては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきまては、該当がありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきまても、該当がありません。
議 長	以上のことから、農地法第４条第６項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件につきまては、５月７日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１０ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。

小野（貫）委員 議 長 山川推進委員 小野（貫）委員 議 長 議 長	事務局からの説明のとおり無許可案件ということですが、現地確認の結果、特段の問題はありませんでした。現地の状況はただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 進入路の幅員は2 mあるか。 あります。 他に、何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。2 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、2 番については許可とすることに決定しました。 次に、「議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。関連がありますので1 番及び2 番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第8号1 番及び2 番朗読説明 － 1 番は転用者が譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設に転用するものです。申請農地は、田2 筆5 0 1 m²です。この農地の農地区分は第2 種農地であり、転用地の価格は1 0 アール当り7 9 万円です。 2 番は転用者が譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設に転用するものです。申請農地は、田1 筆8 8 2 m²です。この農地の農地区分は第2 種農地であり、転用地の価格は1 0 アール当り7 9 万円です。 施設の概要は2 件共通で太陽光パネル1 6 0 枚、発電量 49.50 k Wであり、資金については自己資金8 4 3 万円です。なお、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当がありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても、該当がありません。 以上のことから、農地法第5 条第2 項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件につきましては5 月8 日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、1 1 ページから1 2 ページに添付しておりますのでご覧ください。
議 長 平松委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 申請農地は荒廃化が進行していることに加え、周辺はすでに複数の太陽光発電施設が設置されており、転用内容に特段の問題はないものと思われます。
議 長	現地の状況はただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。1 番及び2 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、1 番及び2 番については許可とすることに決定しました。 続きまして、「議案第9号 高梁市農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。事務局、1 番から1 3 番についてについて説明をお願いします。
金本書記	それでは、3 ページをご覧ください。高梁市農用地利用集積等促進計画の決定についてご説明いたします。公告日は令和8 年6 月9 日、利用権の設定を受ける者は1 0 名、利用権の設定をする者は1 2 名、利用権の設定をする件数は1 3 件、利用権設定面積

小西代理 中藤局長	は38, 225㎡となっています。各筆明細について説明いたします。 － 議案書に基づいて、議案第9号1番から13番の農用地利用集積等促進計画の内容を朗読説明 － それでは、1番から13番について何か発言はありますか。 10番から13番にかけての設定人について詳しく教えてください。 広島で主に柑橘系の果樹の栽培を行っている業者です。これまで設定農地において耕作をしていた業者と合併し、その農地の耕作を引き継ぐかたちです。なお、合併後においても当該農地の管理は旧耕作者が継続して行うようです。
議 長 小野（貫）委員	他に何か発言はありますか。 農地の賃貸借期間は10年から50年といった期間が通例ですが、設定期間が最短で3年など、10年に満たないものが見受けられますがこの点は問題ありませんか。
中藤局長 議 長	農地中間管理機構において案内しているのが3年以上という契約期間で、それを満たしているので問題はありません。 他に何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。1番から13番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員） 挙手全員ですので、1番から13番については決定しました。
	続きまして、「議案第10号 高梁市農用地利用集積等促進計画策定の要請について」を議題といたします。事務局、1番から7番について説明をお願いします。
金本書記	それでは、5ページをご覧ください。高梁市農用地利用集積等促進計画作成の要請についてご説明いたします。公告日は令和8年6月9日、利用権の設定を受ける者は4名、利用権の設定をする者は7名、利用権の設定をする件数は7件、利用権設定面積は17, 267㎡となっています。各筆明細について説明いたします。
議 長	－ 議案書に基づいて、議案第10号1番から7番の農用地利用集積等促進計画の内容を朗読説明 － それでは、1番から7番について何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。1番から7番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員） 挙手全員ですので、1番から7番については決定しました。
金本書記	次に、「報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から説明をお願いします。
議 長	－ 議案書に基づいて、通知の内容を朗読説明 － 説明が終わりましたが、発言をお願いします。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは以上をもちまして、令和8年度第2回高梁市農業委員会総会を閉会します。

令和8年5月12日

会 長 土 岐 康 夫

3 番 福 武 政 夫

4 番 前 崎 輝 之